

定期調査（検査）報告対象建築物等一覧表

種別		対象規模		報告の周期及び時期	備考	
		法令で定めるもの ※1	県細則で定めるもの (政令で定めるものを除く)			
1	ホテル 旅館	の用途に 供する 建築物	3階以上の用途面積が100㎡超	3階以上かつ用途面積が500㎡超	3年毎 4月1日から 6月30日まで	
			2階の用途面積300㎡以上			
			地階の用途面積が100㎡超	地階かつ用途面積が500㎡超		
2	百貨店 マーケット その他の物品 販売業を営む 店舗	の用途に 供する 建築物	3階以上の用途面積が100㎡超	3階以上かつ用途面積が500㎡超	3年毎 7月1日から 9月30日まで	
			2階の用途面積500㎡以上	用途面積1,500㎡超		
			用途面積が3,000㎡以上			
			地階の用途面積が100㎡超	地階かつ用途面積が500㎡超		
3	病院 診療所	の用途に 供する 建築物	3階以上の用途面積が100㎡超	3階以上かつ用途面積が500㎡超	3年毎 9月1日から 11月30日まで	診療所は患者の収容施設のあるものに限る。
			2階の用途面積300㎡以上			
			地階の用途面積が100㎡超	地階かつ用途面積が500㎡超		
4	劇場 映画館 演芸場	の用途に 供する 建築物	3階以上の用途面積が100㎡超	3階以上かつ用途面積が500㎡超	3年毎 10月1日から 12月31日まで	
			客席の対象用途面積200㎡以上	用途面積1,000㎡超		
			主階が1階にない			
	地階の用途面積が100㎡超	地階かつ用途面積が500㎡超				
	観覧場 公会堂 集会場	の用途に 供する 建築物	3階以上の用途面積が100㎡超	3階以上かつ用途面積が500㎡超		
			客席の対象用途面積200㎡以上	用途面積1,000㎡超		
地階の用途面積が100㎡超			地階かつ用途面積が500㎡超			
5	公衆浴場 キャバレー カフェ ナイトクラブ バー ダンスホール 遊技場 待合 料理店 飲食店	の用途に 供する 建築物	3階以上の用途面積が100㎡超	3階以上かつ用途面積が500㎡超	3年毎 10月1日から 12月31日まで	県細則で定める公衆浴場は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項第一号に該当する営業（個室付浴場業）に係るものに限る。
			2階の用途面積500㎡以上			
			用途面積が3,000㎡以上	地階かつ用途面積が500㎡超		
			地階の用途面積が100㎡超			
6	博物館 美術館 図書館 ボーリング場 スケート場 水泳場 スポーツの練習場	の用途に 供する 建築物	3階以上の用途面積が100㎡超	3階以上かつ用途面積が2,000㎡超	3年毎 6月1日から 8月31日まで	
			用途面積が2,000㎡以上	地階かつ用途面積が2,000㎡超		
7	高齢者等の就寝の用に供する下宿、共同住宅、寄宿舍、政令19条第1項第一号に定める児童福祉施設等	の用途に 供する 建築物	3階以上の用途面積が100㎡超	3階以上の用途面積500㎡超かつ延べ面積が1,000㎡超	3年毎 6月1日から 8月31日まで	
			2階の用途面積300㎡以上	地階の用途面積500㎡超かつ延べ面積が1,000㎡超		
			地階の用途面積が100㎡超			
8	事務所 その他これに類する用途に供する建築物	の用途に 供する 建築物	(指定なし)	3階以上の用途面積500㎡超かつ延べ面積が1,000㎡超	3年毎 9月1日から 11月30日まで	
			(指定なし)	地階または5階以上の階の用途面積が1,000㎡超かつ延べ床面積が2,000㎡超		

種別	対象規模		報告の周期及び時期	備考
	法令で定めるもの ※1	県細則で定めるもの (政令で定めるものを除く)		
9 昇降機	エレベーター (住戸内のみを昇降するものを除く) エスカレーター 小荷物専用昇降機 (フロアタイプ)	(指定なし)	毎年1回 検査済証の交付を受けた日の属する月の1日から末日まで	
10 準用工作物	観光用エレベーター // エスカレーター 遊戯施設	(指定なし)	毎年1回 検査済証の交付を受けた日の属する月の1日から末日まで	政令第138条第2項各号に掲げる工作物
11 昇降機以外の建築設備	(指定なし)	定期調査報告対象建築物に設置されている換気設備 (中央管理方式の空気調和設備) 排煙設備 (排煙機を有する機械排煙設備) 非常用の照明装置 (予備電源を別置きにするもの)	毎年1回 上記1、2、6及び7番の建築物に設けたもの 4月1日から7月31日まで 上記3、4、5及び8番の建築物に設けたもの 9月1日から12月31日まで	
12 防火設備※2	政令で定める建築物の防火設備 上記を除く防火設備の設置が義務づけられている建築物のうち、病院、診療所、高齢者等の就寝の用に供するもので当該用途の床面積の合計が200㎡以上のもの)の防火設備	県細則で定める建築物の防火設備	毎年1回 上記1、2、6及び7番の建築物に設けたもの 4月1日から7月31日まで 上記3、4、5及び8番の建築物に設けたもの 9月1日から12月31日まで	

※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外

※2 常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備は除く。